

## Q 母が手術中に死亡 どうすれば

母が胃の手術を受けたのですが、手術中に容体が急変し、亡くなってしまいました。医者からは簡単な手術だと言われていたのに、このような結果になったのは、医療過誤なのではないかと思います。今後、私たち家族はどうすれば良いでしょうか。

**法律  
相談室**

### 医療の妥当性調査必要

医療機関での診療や手術の過程で、死亡や後遺症など思いがけない悪い結果が生じた場合、患者や遺族としては、提供された医療に過誤があったのではないかと疑いを持つことがあると思います。

もっとも、過誤があったかどうかは、生じた結果か

とがほとんどですが、カルテ改ざんなどの心配がある場合には裁判所に証拠保全の申し立てを行い、これを確保することも可能です。患者に提供された医療の内容が明らかに変わった後は、その医学的な妥当性について、関連する医学文献の収集や専門医への意見聴

聞との間で賠償に向けた交渉を行います。交渉による解決が困難な場合には、医療ADR（裁判外紛争解決手続き）の利用や民事訴訟などの手段を通じて解決を目指すこととなります。このように医療事故の解決には、医学的な調査を伴う専門的な処理が必要にな

ら直ちに結論を出せるものではありません。カルテなどの診療記録をもとに診療経過を確認した上で、提供された医療の医学的な妥当性を調査する必要があります。

取などによって調査・検討します。医療法で定められている「医療事故調査制度」の対象となった事案では、その調査結果が参考になることもあります。

これらの調査を経て、患者に生じた結果の原因が過誤によるものであったと考えられる場合には、医療機

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコミキャラクター「ちーべん」